

計画策定の趣旨

福島県では、めまぐるしく変化し、多様化・複雑化する様々な課題に対応しながら、切れ目無く、着実に復興・創生の歩みを進めていくため、令和3年10月に新たな総合計画を策定しました。

保健福祉部においては「福島県保健医療福祉復興ビジョン(以下「ビジョン」という)」を令和4年3月に改定し、新たな総合計画と理念等を共有しながら、保健・医療・福祉分野について今後9年間に取り組むべき施策の方向性を示し、復興と地方創生をさらに推進することとしています。

「県中地域保健医療福祉推進計画」についても、改定後のビジョンの目指す将来の姿や理念等を踏まえながら、県中地域の実情にあわせて課題や施策の方向等を整理することで、より効率的かつ効果的に施策を推進していくため、令和4年12月に改定しました。

計画の期間

令和4年度から令和12年度までの9年間

目指すべき将来の姿

現在の子どもたちが親の世代になる30年先を視野に、復興を成し遂げ、地方創生を実現し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により支えられている、この理想のふくしまの実現を目指し、長期的な展望に基づき施策を展開します。

誰もが生涯を通じて健やかに
“いきいきと活躍できる”
地域社会

社会全体で子育て・子育てを
支援する環境が整備されており、
“安心して子どもを生ま育てられる”
地域社会

安全・安心な保健、医療、介護・福祉サービス提供体制、生活衛生水準、
健康危機管理体制などの社会生活基盤が確保されている社会

基本理念

私たちは、「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり」を理念とし、次のとおり取り組みます。

- 東日本大震災・原子力災害からの復興や少子化・高齢化対策、健康長寿の実現など、短期間で解決が困難な課題に対しては、施策の検証と改善を繰り返しながら、長期的な視点で、粘り強く解決に取り組みます。
- 自然災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行や生活困窮、ひきこもり問題、家族の介護等を担う子ども(ヤングケアラー)、社会的孤立問題など、社会の状況はめまぐるしく変化し、様々な課題が次々と顕在化しています。これから訪れる予測困難な未来においても、しなやかに変化を受け止め、広い視野とチャレンジ精神を持ち、地域共生社会の実現に向け、これらの課題解決に取り組みます。
- あらゆる分野で複雑化・多様化する保健・医療・福祉の課題に対して、関係する全てが主体となり、連携・共創し、一丸となって解決に取り組みます。

スローガン

チャレンジ！ 誰もがいきいき すこやか
共に創る、やさしさと笑顔あふれるふくしま！

(ビジョンのスローガン)

福島県県中地域保健医療福祉推進計画の主要施策

1 全国に誇れる健康長寿県の実現

- (1)生活習慣病の予防 (2)がん対策 (3)健全な食生活を育むための食育の推進
- (4)介護予防・生活支援の充実 (5)認知症における地域支援者への支援

2 質の高い地域医療提供体制の確保

- (1)安心・安全な医療サービスの確保 (2)救急医療体制の整備
- (3)感染症対策の推進 (4)血液の確保対策の推進

3 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- (1)不妊に悩む夫婦や妊産婦への支援 (2)子育て世代包括支援センターへの支援
- (3)市町村の子育て支援対策への支援 (4)家庭での養育が困難な子ども及び虐待を受けた子ども並びにひとり親家庭等への支援
- (5)慢性疾患等により長期療養する患児とその家庭への支援

4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進

- (1)要保護者等への支援と円滑な自立の促進 (2)障がいのある方のライフステージに応じた支援
- (3)こころの健康づくりの推進 (4)児童虐待及びDVへの対策

5 誰もが安全で安心できる生活の確保

- (1)水道の基盤強化 (2)食品等の安全・安心の確保
- (3)薬物乱用防止対策の推進 (4)環境衛生営業施設の監視

施策数 22
指標数 36

福島県県中地域保健医療福祉推進計画の進行管理方法

基本的な考え方

福島県県中地域保健医療福祉推進計画の着実な推進を図るため、5つの主要施策ごとに施策の進行状況を点検し、今後施策を展開するうえでの課題の抽出を行い、その課題解決の取組を具体化するための方向性を導き出す(PDCAマネジメントサイクルの確実な実行)。

進行管理の方法

- 推進計画の進行状況の点検は、5つの主要施策ごとの施策及び指標の進捗状況を毎年度把握、分析することにより実施する。
- 福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理と整合を図りながら点検に取り組むものとする。
- 推進計画の指標(目標値等)については、必要に応じて見直しを行う。
- 多様な意見の反映、客観性の向上を図るため、点検結果は県中地域保健医療福祉協議会に報告・意見聴取し、ホームページなどを活用して公表する。
- 県中地域保健医療福祉協議会からの意見を踏まえ、ビジョンとの整合性を図りながら、次年度以降の取組等に反映させる。

進行管理の様式

- 施策の進行状況(資料3)
5つの主要施策ごとの「主な取組の進捗状況」に基づき、「課題」・「方向性」を導き出し、施策を点検する。
- 指標の達成状況(資料4)及び指標の進行状況(資料5)
各指標の年度ごとの目標を設定し、実績を把握し、その達成状況を毎年度分析する。
なお、指標の達成状況の評価については、ビジョンの進行管理と整合を図るため、昨年度のA～Dの達成率に応じた4段階で判定する方法から変更し、「達成」・「未達成」で判定を行う。
また、数値が公表されていない指標についても、適切な対策の練り上げを図るため、予測分析に基づき、「達成見込み」・「未達成見込み」の判定を行う。